

教育奨励賞選考規則

(総則)

第1条 人材育成センター規定の表彰のうち、教育奨励賞に係る細目は、この規則の定めるところによる。

2 教育奨励賞では、本会正会員で、化学工学に関する独創的、萌芽的な教育（講義、演習、実験等）を教育機関、学会で実践している満50歳以下の、個人もしくは複数の連名で5件以内を表彰する。

(候補者の推薦)

第2条 受賞候補者の年齢は、受賞年度の4月1日現在におけるものとする。

2 本会会長、人材育成センター長及び教育奨励賞選考委員は受賞候補者になることはできない。

3 受賞候補者を推薦することができる者は、本会正会員、或いは、化学工学系の学科または大学院専攻を取り纏める責任者（学科長/専攻長に相当）に限る。

第3条 受賞候補者を推薦しようとする者は、受賞年度の5月15日までに、本人の了解を経て、所定の書式による推薦書1通を人材育成センター長宛配達が可能である方法（配達記録、小包、簡易書留、宅配便等）で提出しなければならない。

第4条 推薦された候補者は、同年6月末日までに、選考に必要な関係資料を人材育成センター長宛配達が可能である方法で提出しなければならない。

（関係資料については、末尾の付記1を参照）

第5条 人材育成センター長は（推薦人からの）推薦書あるいは（受賞候補者からの）選考に関する資料を受理した時は受理通知を発送する。

(選考委員会)

第6条 教育奨励賞選考委員会（以下「委員会」という）は、主査1名、副主査1名を含む若干名の委員で組織する。

2 委員会の主査は人材育成センター長が任命する。

3 委員会の構成および委員の選出方法については、教育奨励賞選考委員会内規に定めるところによる。

4 委員会委員の任期は1年とする。

5 委員会の主査、副主査及び委員の氏名は公表しない。

(選考方法)

第7条 受賞候補者の選考方法は、教育奨励賞選考委員会内規に定めるところによる。

2 選考は、推薦者氏名を伏せて行う。

第8条 選考委員会の主査は、受賞候補者をセンター運営会議に報告する。

2 選考委員会の報告に基づいて、センター運営会議で受賞者を決定する。

(表彰)

第9条 受賞者に対して賞状を贈る。

(規則の変更)

第10条 本規則の変更は、センター運営会議の承認を経て行う。

[付記1] 選考に必要な関係資料とは、教育実績、教育効果等が証明できる資料をいう。

附則 平成 21 年 3 月 13 日制定から施行する。

- 1 平成 21 年 6 月 15 日 一部改訂
- 2 平成 22 年 3 月 4 日 一部改訂
- 3 平成 23 年 3 月 7 日 一部改訂
- 4 平成 24 年 3 月 26 日 一部改訂
- 5 平成 26 年 6 月 6 日 一部改訂